

小城市犯罪被害者支援条例案の概要について

1 目的

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等のための施策を推進し、再び安心して暮らすことができるよう犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とします。

2 内容

(1) 市の責務

犯罪被害者等を支援する施策の策定・実施を規定します。また、国、県、警察、その他行政機関や支援を行う民間団体等との連携・協力を規定します。

(2) 市民等の責務

犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することの内容に配慮すること、市等が行う犯罪被害者等の支援への協力に努めることを規定します。

(3) 犯罪被害者等への支援

・相談及び情報の提供

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように、犯罪被害者等が直面する諸問題について相談体制を整え、必要な情報の提供及び助言を行う。

・犯罪被害者等見舞金の支給

犯罪被害者等に対し経済的負担の軽減を図るため、遺族見舞金 30 万円又は傷害見舞金 10 万円を支給する。

・居住の安定

居住の安定に必要な支援を行う。

・日常生活の支援

福祉サービス等の日常生活に必要な情報の提供や支援を行う。

・広報及び啓発

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援等について市民等の理解を深めるため広報及び啓発に努める。

3 今後の予定

パブリックコメント

(平成 29 年 1 月 20 日から平成 29 年 2 月 10 日まで)

議会への条例案提出

条例施行予定 平成 29 年 4 月 1 日